

○愛知淑徳大学学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知淑徳大学学則第48条第2項及び愛知淑徳大学大学院学則第41条第2項の規定に基づき、学生の表彰に関して必要な事項を定める。

(表彰該当者)

第2条 表彰は、次の各号の一つ以上に該当するものに対して行うことができる。

- (1) 特に優れた学業成績をあげた者
- (2) 特に優れた研究成果をあげた者
- (3) 課外活動等において特に顕著な成績をあげた個人又は団体
- (4) 社会奉仕活動が特に顕著であった個人又は団体
- (5) その他表彰に値する顕著な活動を行った個人又は団体

(表彰の時期及び種類)

第3条 学長は、前条各号のいずれかに該当するものについての表彰を、当該年度末又は適当な時期に行う。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度、前条第3号、第4号又は第5号に該当するものについては、学生部長がこれを表彰することができる。

(表彰該当者の推薦)

第4条 本学教職員は、表彰候補者を大学学生生活委員会（以下「委員会」という。）に対して推薦することができる。

(表彰の手続き)

第5条 表彰は、委員会の議を経て学生部長が原案を作成するものとする。

2 学長表彰は、前項原案について大学協議会の承認を得て学長が行う。

3 学生部長表彰は、内規の定めるところにより、学長の承認を得て学生部長が行う。

(改廃)

第6条 この規程の改廃については、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。